

東京都板橋区工業所有権等取扱要綱

(平成16年3月31日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、板橋区(以下「区」という。)が取得した工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)及び著作権の管理及び処分に関し、東京都板橋区公有財産規則(昭和39年5月21日東京都板橋区規則第21号。以下「公有財産規則」という。)及び東京都板橋区職員の職務発明等に関する規則(平成16年3月31日東京都板橋区規則第30号。以下「職務発明等に関する規則」という。)に定めるもののほか必要な取扱事項を定める。

(職務発明等管理台帳)

第2条 総務部長は、職務発明等に関する規則第5条の規定により認定した職務発明の管理状況を適正に把握するため、職務発明等管理台帳(第1号様式)を備え付けなければならない。

2 総務部長は、前項の職務発明等管理台帳の写しを、公有財産規則第12条の規定により当該発明に係る権利を管理することとなる部の部長に送付しなければならない。

3 部長は、前項の職務発明等管理台帳の内容に異動が生じたときは、速やかに、総務部長に報告し、台帳を補正しなければならない。

(特許の出願等)

第3条 部長は、職務発明等に関する規則第7条の規定により区が発明者から特許を受ける権利若しくは特許権を承継したとき、又は専用実施権の設定を受けたときは、速やかに、特許を受ける権利については特許出願又は特許出願人の名義変更届、特許権については登録名義人の表示変更登録、専用実施権については登録の手続きを行うものとする。

(特許料の支払及び特許権の整理)

第4条 部長は、当該特許権の存続期間が満了するまでの各年について、特許法に定める登録料を納付するものとする。ただし、登録後5年以上実施の許諾がなく、特許権が新規性及び進歩性を喪失し、行政上及び産業上の利用の可能性がなくなったと認められるときは、当該特許権の発明者の意見を聞き、総務部長に協議の上、特許料を納付しないことができる。

(許諾及び許諾の内容)

第5条 区長は、特許を受ける権利、特許権及び専用実施権(以下「特許権等」という。)並びに著作権の実施又は使用(以下「実施等」という。)について、能力のある第三者に許諾することができる。

2 前項により特許権等又は著作権の実施等をさせる場合は、特許を受ける権利にあっては当該発明の実施の許諾、特許権及び専用実施権にあっては通常実施権の許諾、著作権にあっては著作物出版権の許諾とする。

(許諾の期間)

第6条 実施等の許諾の期間は、特許権等の場合は当該権利の存続中とし、著作権の場合は当該著作物を使用する間とする。ただし、特許権等の場合においても、特別の事由がある場合には、期間を限定することができる。

(許諾の手続き)

第7条 特許権等又は著作権の実施等の許諾手続きは、公有財産規則第26条を準用して行うものとする。この場合「行政財産」を「普通財産」に、「申請」を「申込」に、「行政財産使用許可書」を「許諾決定通知書」にそれぞれ読み替えるものとする。

(実施補償料等)

第8条 特許権等の実施補償料又は著作権使用料は、市場における商品価値等、客観的な数値基準に基づき評定した額をもって定めなければならない。

2 前項の実施補償料又は使用料は、許諾期間中、価格の正当性維持の観点から、必要に応じて改定するものとする。

(実施等の契約及び標準契約書)

第9条 部長は、特許を受ける権利に係る発明の実施許諾に当っては第2号様式の、特許権及び専用実施権の実施許諾に当っては第3号様式の、また著作権の使用許諾に当っては第4号様式の契約書を標準とし、契約を締結するものとする。

(実施補償料金等の納付)

第10条 実施等の許諾を受けた者(以下「実施権者等」という。)は、契約書に定める料金を支払期限までに納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、別に指定する納付期限までに納付するものとする。

(実地調査)

第11条 区長は、毎年定期に又は必要に応じて、実施権者等から実施の状況について報告を徴し、又は実施に関する帳簿、書類、その他の物件について調査することができる。

(実施等許諾の取消)

第12条 区長は、次の各号の一に該当する場合には、実施等の許諾を取り消すことができる。

- (1) 実施権者等が、実施補償料金等の支払いをしないか、又は支払う能力がなくなったとき。
- (2) 実施権者等が、前条の規定による報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒んだとき。
- (3) 実施等の許諾の存続を適当でないと認めるとき。

(特許権等及び著作権の譲渡)

第13条 区が所有する特許権等及び著作権は、区が行政上自ら実施等を行う必要がなくなった場合、これを譲渡することができる。

(東京都板橋区財産評価委員会への付議)

第14条 区長は、第8条の特許権等の実施補償料及び著作権使用料の評価の際に客観的な数値基準が不明瞭な場合の料金の決定、並びに前条の譲渡価格の決定に当たっては、公有財産規則第42条の規定により東京都板橋区財産評価委員会の議を経なければならない。

(実用新案権等に関する準用)

第15条 前条までの規定は実用新案権及び意匠権に関して、第2条及び第4条の規定は商標権に関して準用する。

(委任)

第16条 この要綱に定めのないものは、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱第9条及び第14条の規定は、平成16年4月1日以後に継承する特許を受ける権利若しくは特許権又は区が職員から設定を受けた専用実施権の実施許諾、並びに著作権の使用許諾について適用し、同日前に承継し、実施許諾した特許を受ける権利、並びに使用許諾した著作権については、なお、従前の例による。
- 3 エコポリスセンターに係る板橋区有著作権及び特許権等に関する要綱(平成14年2月28日区長決定)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。